

岩手県告示第164号

平成31年2月8日付け官報第7444号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成31年農林水産省告示第298号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 岩手郡葛巻町江刈第12地割字寺田103の1、103の8、103の9、103の15、103の18、103の38、103の51

(2) 所在が不明である通知の相手方 遠藤勝身、遠藤ハツ、遠藤ハルヨ、大川原省義、大柳市藏、上打田内吉太郎、上打田内與八、上川原安太郎、川原石太郎、木戸場詣二、下川原仁藏、正路權之、大蛇三太郎、高宮鉄、高谷義夫、多城甚太、中崎藤三、中崎春見、野中由太郎、深澤口初太郎、深澤誠造、堀場是男、山下岩藏

2 通知の内容を掲示した場所 葛巻町役場